議会だより

第１回下條村議会定例会
平成24年度当初予算等を審議

会期　3月　9日から
3月23日まで

平成24年第１回定例議会は、3月9日に召集され、　23日までの15日間の会期で行われました。村長の新年度施政方針と5名の議員より一般質問が行われ、報告1件、例改正10件、補正予算5件、24年度予算5件、規約の廃止1件、規約の制定１件、村道路線の変更1件、請願１件、意見書１件、が提出され、審議の結果25件を可決し閉会しました。

▼一般質問は、五氏より

初日に行われた一般質問は次のとおりです。

●「1村1自然エネルギープロジェクト」に向けての下條村の取り組みについて
●安全で再生可能な自然エネルギー等を使った発電に対する村の支援について　宮嶋　怡正
●七月実施の下條村村長選について　村松　積
●住宅の新築に対する補助について
●生活用水や農業用水など水資源の保全対策について
●森林整備の促進について　金田　憲治
●再生可能な（自然）エネルギーの普及について
●「子ども・子育て新システム」による影響について　串原　寛治
●村の活性化対策について　福嶋　利治

（一般質問の様子は、議会当日ケーブルテレビで中継放送し、後日録画放送もしました。下條村のホームページの中でもご覧になれます）

▼報告

●損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
●駅伝大会の折、村所有のマイクロバスがレンタルしたマイクロバスへ接触し損害をあたえたものを専決処分により損害賠償した金額を報告しました。

▼条例改正

○議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
・特別職報酬等審議会の答申を受け、議会議員の報酬を平成二十四年四月一日から一年間、条例で定められた月額より一律九％を減額（昨年度と同額）する改正で可決されました。
○特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
・特別職報酬等審議会の答申を受け、村長・副村長・教育長の給与を平成二十四年四月一日から一年間、条例で定められた月額より一律五万円を減額（昨年度と同額）する改正で可決されました。
○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
・平成二十三年に人事員規則の一部改正が公布されたことに伴い改正するもの。内容は四十歳台以上の職員を対象に給与月額を平均〇・二三％の引き下げに伴う給料表の改定、平成十八年に改定した給与条例により給与額を減額した職員に対して、激減暖和措置していた減給補償額の補償率一〇分の九九・五九％を平成二十四年四月から平成二十五年三月まで、一〇〇分の九九・一％に改め、更にその間の減給補償を二分の一（減額の上限額は一万円）に減額し、平成二十五年四月には減給補償を廃止、また、平成十九年から二十一年までの間、昇給を抑制してきた職員で平成十八年三月三十一日に在職し、平成二十四年四月一日に五十五歳未満の者に限り平成二十四年四月一日に一号俸昇給する改正で可決されました。
○下條村税条例の一部を改正する条例について
・①平成二十四年四月一日以降に開始する事業年度における国税である法人税率引き上げに伴い、その法人税額が課税標準となる法人税が減収となり、この減収調整のために都道府県たばこ税を市町村たばこ税へ一部移譲するもの。
②東日本大震災に関連し被災された固定資産税の減免特例に関するもの。
③東日本大震災復興財源及び各自治体の災害対策関連事業の財源として平成二十六年度～三十五年度までの十年間、個人の住民税均等割五百円を引き上げるためのものの改正で可決されました。
○下條村営水道事業維持管理基金条例の一部を改正する条例について
・改正の内容は、第五条で定められている基金処分事項のうち「施設建設等を行う場合」には、当然建設に伴う地方債の償還額も含まれると解されるが、より明確化を図るため、その後段に「並びに地方債の償還に充てる場合」を加える改正で可決されました。
○下條村介護保険条例の一部を改正する条例について
・内容は平成二十四年度から二十六年度までの六十五以上の第一号被保険者の保険料を改正するもので、今回は給付費の件数の増加により毎年五％の増と見込んでおり、本来なら前回の改定より、月額一三七三円の増額で五〇三三円となるところを基金からの繰り入れ（四九四円）と県の財政安定化基金取り崩し（五一円）のため、基準額で月額四四八八円に抑えることとした改正で可決されました。
○下條村使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
・今回は更に生活コストの軽減を図り、財政的にもより快適ですみやすい環境を整えるもの。家賃の見直しは、教員住宅を除く総ての村営住宅について行うもので（中には変更のない住宅もあり、全戸二百三戸の内百六十五戸が見直しの対象）軽減額は、建設年月日や床面積等を考慮する中で検討し全般的には約五％の軽減で一〇〇〇円～二〇〇〇円の減額の改正で可決されました。
○下條村公営住宅管理条例の一部を改正する条例について
・第一次一括法案改正によるもので「同居の親族の廃止」に伴う例規整備となっている。下條村においては、従来どおり入居条件を継続するため、特に大幅な改正はないが、追加条例と暴力団員による不当な行為の防止に関する法律・障害者基本法・戦傷病者特別援護法・生活保護等の関係する条項を加える改正で可決されました。
○下條村公民館条例の一部を改正する条例について
・第二次一括法改正によるもので「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたものによるもの。社会教育法で「公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する」となっており同条第二項には「委員の委嘱基準、定数、任期、公民館運営審議会に必要な事項は市町村の条例で定める」となっており、この基準に改める改正で可決されました。
○下條村図書館設置条例の一部を改正する条例について
・第二次一括法改正によるもので、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されたものによるもの。図書館法では「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」また「委員の基準」が明示されており、下條村図書館条例には「図書館協議会の設置」が条例化されておりますが「委員の委嘱基準」明示されておらず、この基準に改めるための改正で可決されました。

▼補正予算

○一般会計（第四号）
二億八百万円増額
歳入の増額の主なものは個人・村民税、地方特例交付金、地方交付税、介護保険事業補助金、合併浄化槽設置事業補助金、災害復旧事業補助金、などで、減額の主なものは住宅・温泉・公園施設使用料、子ども手当て国庫負担金、基金繰入金、予備費。歳出の増額の主なものは財政調整基金積立金で、減額の主なものは民生費の子ども手当て支給単価の変更、土木費、災害復旧費、で総額二十四億一千五百万円となりました。
○国民健康保険特別会計（第三号）
八百五十九万一千円減額
歳入の減額の主なものは療養給付費負担金、財政共同安定化事業交付金。歳出の減額の主なものは一般国保の療養給付費、出産育児費、保険財政共同化安定事業で、総額三億五千四百六十四万一千円となりました。
○介護保険特別会計（第二号）
二千百四十九万二千円減額
歳入の減額の主なものは第一号被保険者の死亡等による保険料、保険給付金の減に伴う国庫負担金・補助金、支払基金交付金、繰入金の一般会計繰入金で、増額の主なものは県負担金、基金繰入金。歳出の減額の主なものは居宅介護サービス費、施設介護サービス費、地域密着型介護サービス費居宅介護サービス計画費、地域支援事業費で、総額三億六千三百九十七万三千円となりました。
○後期高齢者医療特別会計（第一号）
四十万円減額
歳入の主なものは特別徴収保険料額の増、普通徴収保険額の減、一般会計繰入金の減、歳出の主なものは広域連合納付金の減で、総額三千六百六十万円となりました。
○村営水道特別会計（第一号）
六百万円減額
歳入の主なものは一般会計からの繰入金の減、歳出の主なものは水道維持管理費の減で、総額一億四百万円となりました。

▼当初予算

○平成二十四年度一般会計予算及び特別会計予算四会計を可決

▼その他の案件

○心身障害児適性就学指導委員会の事務委託に関する規約を廃止する規約の制定について
・昭和五十四年度から養護学校教育の義務制に伴い、心身の障害により就学義務の猶予又は、免除を受けている在宅未就学及び児童福祉施設や医療機関入所中の未就学児童については、「心身障害児就学指導委員会」の設置義務が生じ、飯田市へ委託していましたが、飯田市の心身障害児適性就学相談も年々件数が多くなり、今後この運営が難しくなった。
　このような状況から四月から南部五ヶ町村で南部地区就学相談委員会を設立し活動するので「飯田市心身障害児就学適正指導委員会への事務委託を廃止するための規約を制定する」ことで可決されました。
○南部地区就学相談事務競技会の設置について
・「飯田市心身障害児適性指導委員会への事務委託を廃止するための規約の制定に伴い、南部地区五ヶ町村による就学相談事務協議会設置することで可決されました。
○村道路線の変更について
・平成二十三年度緊急雇用創出事業補助金活用による道路台帳電子化に伴い、村道四〇〇全路線につきまして、起終点変更について可決されました。

▼請願

TPP交渉参加に向けた協議の中止を求める請願　採択

▼意見書

TPP（環太平洋経済連携協定）への参加中止を求める意見書　採択

（詳細は第四、五面に掲載）